

訪問販売等の勧誘取引についても、トラブルの未然防止と苦情・紛争の迅速・公正な処理に努める。

また、事業者があらかじめ定型的に作成する約款を用いる取引が増大しており、その内容に消費者に不利なもの、難解なものも多いことから、消費者保護の観点から見直し等に努める。

さらに、資産形成取引の拡大に対応して、宅地・建物等の実物資産の取引及び金融資産の取引について適正化を図るとともに、紛争処理体制の充実に努める。

### 3) 消費者志向体制の強化

消費者の意向を行政や経済全体に反映させるため、審議会等を通じた消費者の意見の反映、消費生活協同組合等の消費者団体等による消費者の自主的な組織活動の助長、事業者の消費者志向の促進等を進め、消費者、事業者、行政相互間で合理的な対話を行い相互理解を深めうる基盤の形成に努める。

また、消費者をめぐる環境や消費の内容の変化に伴って生じる苦情・紛争や消費者被害にも適切に対応できるように、消費者紛争処理体制の一層の充実に努める。

### 4) 適切な情報の提供と消費者教育の充実

消費は、個人が自主的かつ合理的に行動することが基本であるが、多様化、複雑化、国際化の進展の中で、これを確実なものとするためには、適切な情報の提供や消費者教育の充実が一層重要である。

このため、変化に対応しかつ消費者が利用しやすい有効な情報の提供を充実することとし、その際、国、地方等の各機関及び民間の情報との間の連携のとれた効率的な情報の提供に努める。

また、子供や高齢者等を対象とするきめの細かい消費者教育の一層の充実を図る。

## 4 家庭を取り巻く環境基盤の充実

産業化、都市化など経済社会の変化を背景として、家庭を取り巻く状況には著しい変化が生じている。核家族化の進展、単独世帯の増加などにより家族規模の縮小が続くとともに、相互扶助、子供のしつけ・養育等の家庭機能の弱体化が進みつつある。また、少年非行の問題が顕在化し、離婚も増加してきている。

今後、安定し、かつ質的にも充実した「人生80年型」のライフスタイルに対応していくためには、社会生活の基礎的単位であり、国民の幸せの基盤でもある家庭に期待される役割が大きい。家庭機能の充実とその円滑な発揮は、健全な社会としての活力にもつながるものである。

家庭のあり方として今後求められる第1は、外部化が進み、弱体化が懸念されている家庭機能を活性化することである。特に、少年非行の多発等にかんがみると、しつけ・養育機能の充実を図るとともに、文化や生活知識の継承機能を見直す必要がある。第2は、生活の質的向上に結びつく家庭機能を高めることである。高度に複雑化した現代社会にあって、増大する精神的・肉体的な緊張や疲労から人々が解放される安心の場として、さらに積極的に健康をつくり出す場としての機能が求められよう。また、自由時間の増加を背景とした余暇活動や手づくり活動等を通じて個性に応じた生活をつくり出す場としての機能を高め、豊かな家庭文化を築いていくことが求められよう。さらに第3は、社会に開かれた家庭をつくり出していくことである。家庭が社会の中で孤立することなく、多くの家庭が共通に抱える問題を他の家庭との連帯の下にコミュニティの中で自発的に解決していくことが求められよう。

こうした家庭の姿を現実設計し、その機能を活性化させていくことは、何よりも各家庭における男女両性の協力による自主的努力と責任に委ねられるべきものであり、公的部門が安易に介入すべきものでないことはもちろんである。むしろ公的部門の役割は、家庭が自主的な対応を円滑に図っていけるよう家庭を取り巻く環境基盤の充実を進め、その努力を側面支援していくことにあるといえる。このため、以下のような施策を講じていくこととする。

第1に、弱体化が懸念されている家庭機能の活性化に資するため、外部機能との有機的連携を強化する。しつけ・養育機能については、子供に社会生活上の基本的ルールを習得させるため、規律ある集団活動の機会拡大や家庭教育と学校・地域社会における教育との連携を進めるとともに、婦人の職場進出の高まりに対応して育児休業制度の普及等を進める。将来を担う児童の健全育成を図るための施策を推進する。また、在宅福祉サービスの充実等を図り、家庭の相互扶助機能を高める。

第2に、家庭における生活の質的向上の実現に資するため、家族形態に即応した

住宅の質の向上，特に建替え・住替えのための条件整備，居住環境の改善，健康づくりの推進などを図るとともに，文化，スポーツなどの余暇活動の振興のため，民間活力を活用しつつ，多様な場の確保と利用の活性化，情報の提供，技能の指導等を推進する。

第3に，社会に開かれた家庭づくりに資するため，地方自治体，民間団体等が必要に応じて協力することにより，コミュニティ活動やボランティア活動を促進するとともに，高齢者の能力活用の推進や家事・介護の相互扶助組織の育成等を通じて家庭内の高齢者や主婦がその能力を生かして社会参加しうる機会を拡大する。

## 5 住宅の質的改善

### (1) 施策の基本方向

わが国の住宅は昭和40年代後半に量的充足が進展したが，質的水準は大都市等を中心におお低く，国民の居住水準向上に対するニーズは根強いものがある。このため，国民が地域の特性に応じた良質な住宅のもとで充実した家庭生活を営むことができるようにするため，住宅の規模・居住性能・住環境・職住近接性等を含む総合的な住宅の質の改善を目標として住宅政策を推進する。

住宅政策の推進に当たっては，地域の持つ特性に配慮しつつ，居住水準の低い大都市圏において重点的総合的に施策を進めるとともに，地方圏においては，住宅が人口定住の重要な条件のひとつであることにかんがみ，定住圏整備の一環として良質な住宅ストックの形成を図る。また，高齢化が進展し，家族の相互扶助の必要性も高まる中で，家族が同居，別居のいずれの場合にも緊密な連帯関係を保ちながら安定した居住を継続できるよう配慮する。

住宅供給に当たっては，財政制約の強まり，民間の事業能力の充実等に対応して民間の活力，資金の一層の活用を図る。公営，公団，公庫等の公的機関は，民間事業との役割分担に配慮し，施策の重点化・効率化を図りつつ，自力では適正な居住水準を確保できない世帯に対する援助及び良質なストックの形成のための援助を進めるほか，住環境・都市構造の改善，新たな居住様式・住宅供給方式の開発普及等の分野での役割を果たす。

### (2) 具体的施策

#### 1) 既成市街地の高度利用と住環境の改善

大都市等においては、既成市街地の土地の高度利用により、職住近接し良好な住環境を備えた共同住宅等の供給を促進する。このため、

- ① 都市再開発方針に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業、特定住宅市街地総合整備促進事業等を推進する。
- ② 民間による再開発の促進を図るため、良質な民間事業について、都市計画・建築規制の緩和、国公有地の活用、敷地の共同化の促進、関連公共施設に係る投資の重点配分、必要な助成措置等を講ずる。なお、再開発の促進の観点から、低層住宅居住者の住み替えの円滑化を図る。
- ③ 三層住宅、地下利用、タウンハウス等土地節約型の住宅供給を進める。

また、既成市街地の住環境の改善を図るため、環境の劣悪な地区における住宅地区改良事業等の実施、低質な木造賃貸住宅の計画的建替え、住工混在地区の整備等を進めるとともに、個別の建築活動が健全な市街地の形成に結びつくよう誘導を行う。

## 2) 良好な宅地供給と新市街地の開発

都市郊外における良好な宅地供給と新市街地の開発を進めるため、市街化区域において、土地区画整理事業、農住組合方式等により農地等の宅地化を促進するとともに、当分の間計画的な市街地の形成が見込まれない農地等について市街化調整区域への逆線引き等を進める。また、市街化調整区域内の計画的な開発の熟度が高い地域については、農林業等との調整を図りつつ、実態に応じた都市計画制度の適切な運用により市街化区域への編入や開発許可を行い、開発を進める。

宅地開発に当たっては、関連公共公益施設の整備の促進及び鉄道等交通機関との連携強化を図るとともに、多様な機能を持った街づくりに配慮する。

宅地開発に係る指導に関し、施設整備の水準で行き過ぎがあるものの是正と負担金の取扱いの適正化を図るとともに、開発許可等の諸手続きの迅速化を図る。

## 3) 良質な住宅ストックの形成と既存ストックの有効利用

劣悪な住宅及び住宅地の形成を未然に防止するため、地区計画及び開発許可制度の活用等によるミニ開発の防止を図るとともに、マンションの住宅性能の向上、耐久性の高い住宅に関する技術開発及び普及等を進める。

良質な持家の供給を促進するとともに、大都市圏等を重点として公的賃貸住宅

の供給を進める。なお、公的賃貸住宅については、建替え・住戸改善を促進するとともに、必要な者に的確に供給されるよう管理の適正化を進める。また、借地・借家に関する制度の合理化、借家経営の指導等の措置を講じつつ、良質な民間賃貸住宅の供給を促進する。

三世代家族の増加に対応して、三世代同居を可能にする質の高い住宅の供給を進めるとともに、隣居、近隣別居等それぞれの家族の実情に応じた多様な居住形態にきめ細かな政策上の配慮を加える。また、単身世帯特に高齢単身世帯、母子世帯、心身障害者世帯の居住改善に配慮する。

既存住宅ストックの有効利用による居住水準の向上を図るため、中古住宅の流通の円滑化、既存住宅の建替え・増改築の促進を図る。また、分譲マンションの管理の適正化を図るとともに、今後マンションの老朽化が進行することにかんがみ、大規模修繕及び建替えの円滑化を図るための施策を強化する。

住宅価格の安定及び住宅性能の向上を図るため、住宅の工業化・部品化、省エネルギー化、木造住宅供給体制の合理化、住宅に関する新技術の開発普及を進めるとともに、住宅性能保証制度の普及、不動産流通機構の整備、苦情・紛争処理体制の整備等住宅に関する消費者保護のための施策の充実を図る。

#### 4) 地価安定の確保と新たな開発方式の活用

地価の長期的安定を図るため、宅地供給の推進と合わせて、国土利用計画法の的確な運用及び土地取引の厳重な監視を行うとともに、急激な上昇のおそれがある場合には不要不急の土地需要の抑制等の措置を講ずる。

また、土地所有者の強い保有志向による素地取得の困難化等にかんがみ、宅地開発及び再開発の両面で、借地方式、信託方式等土地所有者と開発事業者との共同開発方式の活用、普及を図る。

## 6 環境の保全整備

### (1) 施策の基本方向

環境の状況は、一時期の危機的状況からは一応脱し、全般的には改善を示しているが、大都市圏を中心に改善が進んでいない分野が残されており、交通公害、閉鎖性水域の水質汚濁等の緊急に対応を要する問題も生じている。また近年、このように発生源が不特定又は多岐にわたる環境問題が増加していること、公害からの

健康の保護と生活環境の保全にとどまらず、快適な環境への国民のニーズが高まっていること等から、発生源規制と併せて、広く土地利用、経済活動、生活のあり方を含めた総合的多面的対応が必要となっている。

このため、環境政策の視野を拡大し、国、地方公共団体の各般の関連施策分野において、相互に密接な連携調整を図りつつ、環境の保全整備に関する施策を推進する。

## (2) 具体的施策

### 1) 交通公害対策

自動車、新幹線鉄道、航空機等による交通公害を防止するため、発生源である交通機関の改良と交通規制等交通機関の走行・運航方法の改善を進めるとともに、交通施設整備事業及び土地利用計画において交通公害対策に十分配慮し、環境施設帯の設置等交通施設の構造の改善、周辺住宅等に対する障害防止対策、交通施設周辺の土地利用の適正化等を促進する。また、物流体系の形成に当たって環境保全の観点に配慮する。

### 2) 水質汚濁対策

環境基準の維持達成を図るため、排水規制、下水道の整備等の各種汚濁源対策を推進する。特に、湖沼や都市内中小河川等の汚濁の主要な原因の一つとなっている生活排水については、下水道整備の促進を図るとともに、その整備状況を勘察し、地域特性に応じ各種生活排水処理施設の整備を的確に組み合わせて進める。また、環境保全に対する住民意識の啓発等により家庭からの排出の抑制を図る。なお、下水道の整備について、今後とも実施手順等の弾力的見直しによる効果の早期発現を図る。

湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域については、富栄養化防止対策、必要に応じた総量規制の実施、生活排水対策、工場等の排水対策、畜・水産業等に係る対策、汚泥のしゅんせつ等浄化事業及び湖辺の自然環境保全対策等の施策を総合的に推進する。

### 3) 大気汚染対策

硫黄酸化物対策を引き続き進めるとともに、窒素酸化物について環境基準の維持達成を図るため排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずる。

光化学大気汚染の防止のため、当面炭化水素類の排出抑制対策を推進するとともに、さらに調査、検討を進める。浮遊粒子状物質について効果的な対策の検討を進める。また、今後の燃料転換等が大気保全上の問題を起こさないようその動向を十分注視する。

#### 4) 騒音・振動対策等

騒音については、環境基準の維持達成を図るため、規制を引き続き行うとともに、深夜営業騒音等近隣騒音に関する施策を充実する。また、振動については引き続き規制を行うとともに、低周波空気振動については、その対策を図るための調査研究を進める。

鉱害、土壌汚染、地盤沈下及び悪臭の防止対策、化学物質の安全対策等を引き続き推進する。

さらに、海洋環境の保全に関する国際的動向も踏まえ、油及び廃棄物等による海洋汚染の防止を図るための施策を推進する。

#### 5) 廃棄物対策

一般廃棄物については、再生利用等を推進する一方で、排出を極力減少させるよう努め、その減量化を図るとともに、地域の実情に応じた処理体制・処理施設の整備、汚泥・余熱等の有効利用、最終処分地の確保と大都市圏における広域処理場の整備等を推進する。産業廃棄物については、事業者処理責任を原則として上記施策を推進するとともに、指導監督体制の整備を図る。

#### 6) 自然環境の保全整備と快適環境の創出

快適な環境への国民のニーズが高まっていることにかんがみ、保護と利用とを調和させながら、緑豊かな自然環境や歴史的環境の保全を図るとともに、国土の緑化、河岸・湖岸・海岸等水辺環境の整備等を進め、より良い環境の創出を図る。

すぐれた自然環境については、その現況を的確に把握するとともに、体系的かつ長期的視点に立って適切な保全に努める。森林及び農用地については、国土保全、環境保全等の機能が高度に発揮されるよう確保整備する。居住地及びその周辺においては、緑、水辺等の身近な自然の適切な保全を図るとともに、公園・緑地の整備、緑化、養浜等により自然的環境の積極的な創出を図る。なお、自然環